



三原市本郷人権文化センターだより

発行／三原市人権推進課
 編集／三原市本郷人権文化センター
 所在地／三原市本郷北3丁目16番10号
 電話／0848-86-3333
 FAX／0848-86-3407

令和6(2024)年度 主催教室の受講生を募集します

(各教室とも若干名)

| 教室名 | 開催月・曜日・時間 | 講師 | 内容 |
|------------------------|---|---|---|
| 郷土料理A | 第2水曜日 10:00～13:00 4～12月までの偶数月(5回) | おおはし のりこ 大橋 典子さん | 健康づくりをメインに、郷土料理や旬の食材について、クイズを用いて楽しく学び、調理実習をおこないます。  |
| 郷土料理B | 第2水曜日 10:00～13:00 5～1月までの奇数月(5回) 3月は同好会活動 | | |
| ヘルスアップクッキング (旧男性料理) | 第4水曜日 10:00～13:00 4～12月までの偶数月(5回) 2月は同好会活動 | | |
| 生花(閑澗流) | 第1金曜日 10:00～12:00 4～12月(8・1月を除く:8回) 2月・3月は同好会活動 | ありた ちよこさん | 閑澗流の「現代花」は、伝統的ないけばなを大切にしながら、新しい時代に即したスタイルです。 |
| 絵手紙 | 第3金曜日 13:30～15:30 4～12月(8・1月を除く:8回) 2月・3月は同好会活動 | こだま じゅんこ 児玉 純子さん | ハガキや色紙に自分の心を表現し、相手に伝えられるのが魅力です。 |
| 気功 | 第2金曜日 13:30～15:30 4～11月(8回) 12月～3月は同好会活動 | きはら いさお 木原 勲さん | 体内の気を巡らせ、心身のバランスをとる健康法を学びます。 |
| 識字A | まいしゅうか 毎週火曜日 12:00～16:00 | たかい ふじろく 高井 二千六さん | 新聞記事を題材に、読んで話すことの基礎を学びます。また、簡単な計算や漢字の読み書きなどもおこないます。 |
| 識字B | 毎週水曜日 12:30～16:30 | さいお かずもち 齋尾 和望さん | |
| パソコンA | 毎週火曜日 10:00～12:00 | センター職員  | 初心者を対象とした教室です。Word、Excelを使って簡単な入力を個人のペースで行い、年賀状作成にも挑戦します。 ※パソコン(基本OSはWindowsでWord、Excelが使えるもの)をご持参ください。 |
| パソコンB | 毎週火曜日 13:30～15:30 | | |
| パソコンC | 毎週木曜日 10:00～12:00 | | |
| パソコンD | 毎週木曜日 13:30～15:30 | | |

- 受付期間:3月1日(金)～22日(金) 平日8時30分～17時まで
- 申込方法:電話(86-3333)・FAX(86-3407)、またはセンターへ直接申込んでください。
- 受講料:無料(教材・材料費、同好会分は自己負担となります。)
- 申込みが定員を超えた場合は抽選とします。
- 教室ごとの準備物については、本郷人権文化センターまでお問い合わせください。

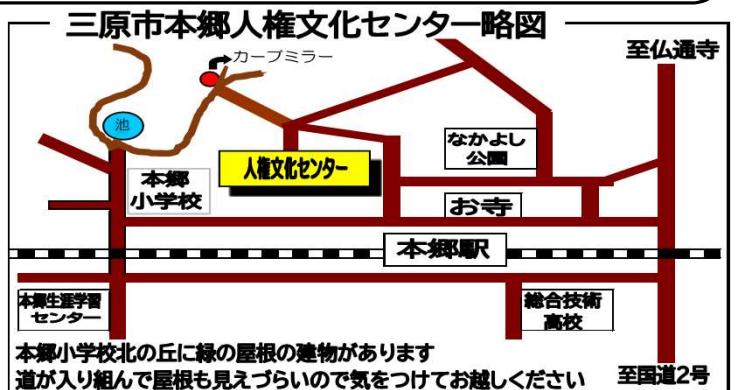


人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。相談は無料で秘密は守られます。気軽に相談してください。



- とき 土・日・祝日は除く 10時～16時
- ところ 三原市本郷人権文化センター
- 電話 0848-86-3333



人権のひろば



「すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例」が2023年10月1日に施行されました。
今月から、4回にわけてこの条例について紹介します。 【第1回】

【すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例とは？】

近年、持続可能な開発目標(SDGs)の提唱や国の人権に関する様々な法律の制定など、社会的な人権意識が高くなっています。日本国憲法で保障されている基本的人権の尊重に基づき、三原市でも「人権尊重都市宣言」を行い、市民の人権を尊重する取り組みを続けてきました。

しかしながら、今なお多くの人権課題が存在しており、近年ではインターネットの発達やスマートフォンの普及で、差別を助長したり、個人を誹謗中傷する書き込みが多く発生し、市民の人権が守られていない状況が心配されます。そこで、「すべての市民が差別のない、自分らしく生きることができる、誰一人として取り残されない安心して暮らせるまち」「誰もが真に大切にされ、人権が尊重されるまち」を市民や事業者の皆さんと共につくるため、めざす姿や基本理念などを共有できる条例を作りました。

基本理念(第3条)

市民や事業者は、人権の尊重のまちづくりはすべての人が基本的人権を持っているかけがえのない個人として尊重されなければならないとの考えの下、差別のない、誰もが真に大切にされるまちを実現することを基本に取組まなければならない。

【解説】

市は、全ての人が基本的人権をもっているかけがえのない個人として尊重し、同和問題や女性、子ども、高齢者、障害者などの差別のない誰もが真に大切にされるまちづくりを実現することを基本に施策を取り組まなければならないことを示しています。



人権条例
二次元コード

★きょうは何の日？ 3月 人権カレンダー



3月1日～8日 女性の健康週間

厚生労働省では、毎年3月1日から3月8日までを「女性の健康週間」と定め、女性の健康づくりを国民運動として展開しています。ライフスタイルが多様化する中で、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を過ごすための総合的な支援を目的とし、国及び地方公共団体、関係団体等、社会全体が一体となって様々な取組、行事等の普及啓発を行っています。